目次

序章　人は誤る……5

第1章　冤罪とは何か……13

第2章　「負けへんで！」山岸忍さんの戦い……19

第3章　なぜ人は間違えるのか……55

(1)思い込みが冤罪を作る　55　(2)バイアスという「落とし穴」　62

(3)なぜ「直感的判断」は危険なのか　73　(4)はじめに「予断」ありき　81

(5)正義感が冤罪をもたらすわけ　108

第4章　組織もまた誤る……121
第5章　なぜ人は同じ間違いを繰り返すのか……129
第6章　「冤罪」はこうして生まれる……139
(1)「誤判冤罪」のメカニズム　139　(2)裁判における「事実」とは何か　155
(3)日本における「自白偏重」の伝統　165　(4)日本が「人質司法の国」と言われるわけ　174
(5)虚偽供述を産み出す捜査手法とは　190　(6)もし犯人と見間違えられたら　199
(7)科学捜査が産む冤罪　221
第7章　なぜ冤罪は繰り返されるのか……229

第8章　冤罪学から死刑廃止論を考える……241
第9章　イノセンス・プロジェクトという試み……259
あとがき　267
参考文献　270

写真提供　共同通信社

序章　人は誤る

ある裁判官が抱いた不安

「先生はどうして法律家になられたのですか」

冤罪事件の当事者となった山岸忍さん（プレサンスコーポレーション元社長、TUKUYOMI HOLDINGS現社長）の保釈を勝ち取るために奔走し、裁判所による最後の判断を待っている間に、面会室のアクリル板の向こうに座る山岸さんが私に優しく問いかけました。

他ならぬ法律家が誤って彼を捕らえ、ここに閉じ込めているのですから、この質問には誠実に答えなければならない、私はそう思いました。

そこでのやりとりは二人だけのものとして今でも私の中に残っていますが、少なくとも私はそのとき、それまでの人生を振り返ることになりました。

おそらくきっかけは、私が高校生から大学生の頃、中学時代の先輩が元交際相手を殺害

した事件と、中学時代の後輩が母親を殺害したという事件が起きたことでした。

私が通っていたのはどこにでもある住宅街の、どこにでもある普通の公立中学校で、殺人を犯した二人ともとても真面目で優しい人でした。だからこそ、私は「人間」というものの正体が分からなくなりました。それを見定めるために、刑事事件を中立的な立場で裁く裁判官になりたいと思ったのです。

しかし、私にはお金がありませんでした。

共働きで一生懸命働く両親に支えられてそれまで勉強に励んできましたが、私の下には3人のきょうだいもおり、大学卒業後、法科大学院（ロースクール）に進む余裕まではありません。法律事務所で夜勤のバイトをしながら図書館とファミレスで問題集の答案を書きつづけ、大学4年生のとき、「これで落ちたら企業に就活する」と決めていた最後の司法試験予備試験に合格することで、法科大学院に行かずに司法試験を受けられることになりました。

司法試験に合格し、裁判官になってからは、私は人間を見定めるどころか私自身を見つめなおさなければならない裁判という営(いとな)みに食らいつくことに必死でした。人を裁く時、裁判官は自分の判断に誤りがないか、その正しさを最後まで問いつづけ、自分自身を裁くことになるのです。初めて判決宣告に立ち会ったときはその重責から手が震えました。

初めての無罪判決の日のことは今でも忘れられません。

私はこの事件は被告人が無実である冤罪事件だと思っていたので、有罪判決を宣告して誤判に至らなかったことに安堵しつつ、泣きながら判決を聞くその人のこれまでの壮絶な苦難に想いを巡らせていました。そのとき、そのような冤罪事件が発生した原因を誰も検証しないのであれば、また再び同じような冤罪事件が起きてしまうのではないかと不安になりました。

そこで、無罪判決宣告後、裁判官室に戻った私は他の裁判官に「無罪判決が出た後って、誰も検証とかしないんですか？」と質問したのです。色よい返事がなかったので自分で調べてみたところ、現在の日本にそのような冤罪事件の原因検証制度はないことが分かりました。私が感じた不安のとおり、誤った捜査・起訴や誤判の原因は基本的に検証されず、同じような冤罪事件が繰り返されているということです。

かと言って裁判官はただ判決を下すことしかできず、冤罪の再生産を解消するという根本的で構造的な問題を一人でなんとかするのはむずかしいのではないかとも感じてしまいました。目の前で見た「冤罪」という問題に対して何もできないことに、裁判官としての自身の限界を感じました。

その後も、裁判で無実を主張するほど身体拘束が長引くという「人質司法」（本文174ペー

ジ）の状態をなんとか解消しようと、一生懸命考えて保釈許可を決定したものの、その後に他の裁判官らが検察側の不服申立てを認め、私の判断が覆されてしまったこともありました。そのようなことも受け、私の判断は本当に間違っていたのか自問しつづけた夜もありました。私は自身を裁きながら、さまざまな法律の問題に直面しつづけたのです。

人間は間違える生き物である

そんな私が弁護士として勾留中の山岸さんに会ったとき、山岸さんはまさに冤罪と人質司法に苦しんでいました。私がどうにもできなかった問題が、巡り巡って目の前の人を苦しめていたのです。

私は、裁判官の感覚にも照らして、彼の身体拘束を継続してきた裁判所の法解釈がけっして異例なものではないことも、そして、その保釈が最もむずかしい部類に属することも十分理解していました。しかし、その苦悩を、理不尽を、あるべき正義を、何度も叫ぶ彼を前にして、司法に携わる私たち法律家の人間性が問われているように感じました。だからこそ、彼のために日本では前例のない保釈請求を実現しようと尽力したのです。

山岸さんとの最後のアクリル板越しの会話のさなか、裁判所が検察官の不服申立てを棄却して山岸さんの保釈を認めたという連絡が舞い込み、私は山岸さんと一緒に面会室で飛

び跳ねながら喜びました。あんなにガッツポーズをしたのは人生で初めてでした。冤罪で苦しんでいる人が自由を取り戻す、私はこの瞬間のために今まで生きてきたのだと実感しました。

その後、このプレサンス元社長冤罪事件では山岸さんに対して無罪判決が宣告されます。

裁判官時代の私は、自身の限界から冤罪の問題に正面から取り組むことを諦めました。しかし、この事件を通じて、どんなに困難なことであったとしてもそれに苦しんでいる人がいる以上、諦めずにやり抜かなければならないことを学びました。私は、二度と同じような事件を起こさないために、冤罪の研究を始めました。

その結果、人間が「間違える生き物」である以上、つねに正しくありつづけることはできず、冤罪などの誤りは必ず生まれてしまうため、冤罪をなくすことはできないという結論に至りました。

しかし、かりにそうであったとしても、間違える生き物である人間というものを研究することで誤りの原因を解き明かし、冤罪を減らすことにより、正しくあろうとする努力はできるはずだという結論にも至りました。

冤罪の科学

今の私は「人間」に着目をして、冤罪という事象そのものを解き明かし、将来の冤罪を防ぐことを目的とした研究を続けています。

責任追及ではなく原因追究の観点で冤罪を見たとき、でっち上げや捏造、改竄のような人間の悪意に基づく冤罪事件においてもその不正の前提には誤解や思い込みがあるということや、関係者全員がそれぞれの正義を追求した結果、悪意というよりも過失によって生み出されてしまった冤罪事件も存在するということが分かってきました。そして、誰もがこの誤りの渦に巻き込まれてしまうおそれがあるにもかかわらず、失敗が他人事と捉えられ、過去の冤罪事件の原因がそのまま放置される結果、同じような冤罪事件が繰り返されているのです。

そうした視点に立ったとき、冤罪防止のためには、冤罪事件において関係者を批判して終わるのではなく、冤罪事件の教訓を学ぶことが重要であり、裁判官、検察官、弁護士といった法曹三者や、警察官、マスメディアといった刑事司法関係者の協働が必要不可欠であることを実感しました。そのためには、法曹三者いずれかの立場に偏って研究するのではなく、冤罪のメカニズムをできるかぎり客観的・中立的に解明しなければならないと思い、心理学などの科学的・客観的な分析手法を用いればそれが可能だと考えました。

このようにして、世界中の冤罪に関する知識を集約・体系化した『冤罪学　冤罪に学ぶ原因と再発防止』（日本評論社、２０２３年）という書籍を出版するに至りました。

私が取り組んでいる冤罪の研究は、つまるところ「人はなぜ間違えるのか」という研究です。そして、この「人はなぜ間違えるのか」という問題は、冤罪だけでなく、世の中のありとあらゆる間違いの原因とも共通しています。

そこで、私の「冤罪学」から、広く日常生活にも活かすことのできる失敗の知識をまとめようと思いました。間違いのメカニズムを冤罪から学ぶことで、皆様の日々の暮らしの中でその知恵を活かしていただければ幸いです。

第1章　冤罪とは何か

「冤罪」の定義

人が刑事事件の犯人と間違えられてしまったとき、「冤罪」が生まれます。

実はこの「冤罪」という言葉は現行の法律のどこにも使われていません。つまり、法律用語ではないのです。そのため、国会においても日本国政府は「『冤罪』の定義について特定の見解を有していない」と答弁しています。

このような定義の曖昧さによって、裁判官、検察官、弁護士の話す「冤罪」も、その内容がバラバラだったりしています。

法律上の定義がない以上、一般的な日本語の定義によるほかありません。つまり、国語辞典を調べるのが最も中立的だと思われます。そして、『日本国語大辞典』（小学館）には「冤罪」が次のように定義されています。

「えん-ざい【冤罪】（名）罪がないのに疑われ、または罰せられること。無実の罪。ぬれぎぬ」

つまり、「冤罪」とは

①罪が無いのに疑われること

②罪が無いのに罰されること

の両方の意味があるようです。

無実の罪で有罪判決を受けた場合は、②の意味で当然「冤罪」です。

それだけでなく、無実であるにもかかわらず、警察などから犯罪者と疑われること、誤認逮捕されること、最終的に不起訴となったが犯罪を疑われたこと、起訴されたが有罪判決を受けずに無罪判決を宣告されたことなども「冤罪」に含まれるということです。

実際に、犯人ではないかと疑われた時点で、その人の人生にとって大きな負担が生まれます。身に覚えのない疑いをかけられ、捕まり罰されてしまうのではないかとか、家族の周囲にまで悪い噂がたってしまうのではないかという不安に苛まれるようになります。また、取調べや裁判に対応するために、仕事や家庭の時間を割かなければならなくなります。

かりに裁判によって「無罪」という確定判決を得たとしても、警察から犯罪者のような扱いを受けたり、メディアで事件の容疑者であると報じられた事実は消えません。

「公正世界信念」といって、世界は公正であって人間の行ないに対して公正な結果が返ってくると信じている人は多いと思います。この「悪いことをすれば悪いことが起こる」という考えは、「冤罪に巻き込まれたのは普段から悪いことをしていたからだ」という誤った考えを招いてしまうことがあり、不起訴や無罪判決の後も冤罪による風評被害が続いてしまうことがあるのです。

したがって、罪が無いのに疑われてしまった時点で、やはりそれは冤罪だと言わなければなりません。

囚われたウサギ

ちなみに、この「冤」という漢字について、『大漢和辞典』（大修館書店）には次のような記載があります。

「会意。［と兎の合字。兎が覆われて走ることが出来ないで屈むこと。転じて無実の罪を受ける・うらむ・あだの意とする」

「冤」という漢字自体、か弱い兎を拘束したさまから「無実の罪を受けること」を意味しているということです。確かにその姿は囚われているようにも、罰されているようにも映ります。この「冤」が「罪」という言葉を修飾した結果、「冤罪」という二字熟語が構成

され、「罪がないのに疑われ、または罰せられること」という意味を持つことになったのです。

この世における最大の理不尽

これまで、「冤罪」という言葉の定義についてお話ししてきました。しかし、その言葉が真に意味しているのは単なる濡れ衣という事象にとどまりません。冤罪という言葉には、それ自体に重大な意味が含まれているのです。

第一に、冤罪被害はこの世における最大の理不尽だということです。

何も悪いことをしていない人が、これまで生活してきた信頼している自分の国からいわれのない罪の疑いをかけられ、国という強大な権力に身体を拘束され、1日24時間外界から遮断された狭い空間の中でとどまることなくその理不尽に全身を襲われ、周囲からは失望されて信用を失い孤立し、裁判にかけられて有罪判決を宣告されることになります。その肉体的、精神的、経済的、社会的な不利益は計り知れず、どのような補償をもってしても償うことはかないません。しかも、濡れ衣である以上、国民の誰もが冤罪の当事者になる危険があり、それを予防することはむずかしいのです。

第二に、冤罪は法治国家として不健全な事象と言わざるをえません。

国家は法と正義の名の下に悪人を処罰し、治安を維持して国民を守っています。しかし、冤罪の場合には国家の側が悪となり、法と正義の名の下に善人を処罰し、「見せかけの治安維持」のために無実の国民を利用することになってしまいます。誰もそのような国で暮らしたいなどと思わないでしょう。もっとも、人間は誰しもが間違いに陥る以上、どのような国であったとしても冤罪を生む危険性があることには留意しなければなりません。

第三に、冤罪は真犯人を逃してしまうことにつながります。

真犯人は、誰か別の人が逮捕・処罰され、自分がそれを免れたことを知ったとき、きっとひっそりと笑っているでしょう。これは誰にとっても耐え難い苦痛です。笑った犯人は次にどうするでしょうか。その経験を踏まえて自分は捕まらないと高をくくり、再び同じ罪を犯すかもしれません。そして、誰もがその被害者になりえるのです。

第2章「負けへんで！」山岸忍さんの戦い

大阪地検特捜部によって作られた冤罪

私が実際に弁護し、冤罪研究を始めるきっかけになったものとして、プレサンス元社長冤罪事件があります。

この事件は大阪を本社とした東証一部上場企業（当時）プレサンスコーポレーションの創業社長である山岸忍さんが、大阪地検特捜部により、ある学校法人の新理事長が起こした業務上横領罪の共犯として逮捕・起訴されたというものです。

しかし、山岸さんは業務上横領の主犯である新理事長と会ったこともなく、無実を示す客観的証拠が複数存在していました。

それなのになぜ山岸さんが逮捕されたのかというと、大阪地検特捜部は山岸さんの部下と取引先社長を取調べで威迫（いはく）し、その見立てに沿う供述を押し付けていたのです。

山岸さんは、主任弁護人に元検察官の中村和洋弁護士（中村和洋法律事務所）、副主任弁護人に刑事弁護で有名な秋田真志弁護士（後藤・しんゆう法律事務所）を選任したほか、企業法務のエキスパートである上田裕康弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）、元検察官の新倉明弁護士（新倉法律事務所）と亀井正貴弁護士（亀井・和氣法律事務所）、元裁判官の私、そのほかにも多数の弁護士を選任するなど、多様性と個性に富んだ弁護団を組織しました。

このプレサンス元社長冤罪事件は、共犯者供述の危険性を含め、日本の刑事司法が抱える問題が如実に表われた事例でした。

弁護団はその刑事裁判の冒頭陳述において、この事件を次のとおり形容しています。

「本件は、大阪地検特捜部によって作られた冤罪事件である」

「冤罪事件」の始まり

山岸さんが立ち上げたプレサンスコーポレーションという不動産会社は、東証一部上場を果たし、急成長を遂げていました。

その中で山岸さんの部下が、ある学校法人の校地を購入し、そこにマンションを建てる案件を手掛けることになりました。山岸さんは交渉の開始を承認しましたが、交渉はなかなか進んでいないようでした。

記者会見に臨む山岸忍氏（奥に写っているのが著者）

そんなある日、部下から次のような依頼を受けます。

「案件を動かすため、間に入る取引先社長に山岸社長個人のお金、18億円貸してください」

「そうしないとこの案件が前に進みません」

「3～4か月後にプレサンスが手付（てつけ）を先方に入れた段階で貸した18億円は戻ってきます」

「取引先社長には連帯保証をさせます」

事情を聞くと、学校法人がプレサンス社に校地を売るためには学校の移転先を決めないとならないのですが、その移転先の土地を取得するためにつなぎ資金が必要で、そのお金を取引先の社長を経由する形で貸すことで案件が前に進むというのです。

そういうことであれば、プレサンス社が会社としてお金を直接、学校法人に貸すのが筋ではあるのですが、プレサンス社の定款には貸金業は入っていません。そこで、社長である山岸さんのポケットマネーから貸すというスキーム（仕組み）を考えたというのです。

山岸さんは部下と取引先社長を信頼していましたし、彼らも山岸さんが個人的なお金を投入したとなれば一生懸命、案件を成功させようとするだろうと思いました。貸付の最終的な相手方も学校法人というしっかりした組織です。また、校地を売る契約が正式に決まればその手付金が学校法人に入り、それを返済に充ててもらえますから、借金返済のための原資がきちんと存在しています。さらに、ほんの3～4か月後には返済されるのであれば大きなリスクではありません。このように総合的に考えて、山岸さんは個人的にお金を貸すことを了承しました。

山岸さんは、正直なところ自分のポケットマネーから18億ものお金を貸すことに抵抗がありました。しかし、会社のお金を個人のために使うのであれば横領になりますが、この場合は逆に、社長個人のお金を会社の事業のために使うわけですから、会社のために社長が一肌脱ぐという自己犠牲的な行動だと思っていました（ただし、後に山岸さんは「社長がお金を出してしまうと、自分とプレサンス社との利益が相反する状況が生じた場合に、会社の利益を最優先に判断することができなくなる可能性があるため貸し付けるべきでは

なかった」と語っておられています）。

変更されたスキーム

後日、改めて懇意にしている取引先社長がお金を借りるお願いをしに山岸さんのもとを訪れ、山岸さんは「18億円を学校法人に貸す」という条件で、取引先社長にそのお金を貸すことを決めました。

ところが実際には山岸さんが貸したお金は学校法人に渡りませんでした。そうではなくて、その学校法人の理事長の座を狙っていた人物に渡っていたのです。

その人物は「学校の経営権を握るために18億円が必要で、経営権を握った暁には学校法人もその18億円の連帯保証をする」などと、間に入った取引先社長を言いくるめて自分の会社に振り込ませたのです。結局、新理事長が承諾していた学校法人の連帯保証は実現しませんでした。

ところが、山岸さんへの説明と異なり、そのお金が学校法人ではなく新理事長の会社に振り込まれてしまったことを、叱責を恐れた部下と取引先社長は山岸さんに報告することができませんでした。彼らは「新理事長が学校の経営権を握って、プレサンス社との間に土地売却の契約が成立しさえすれば、その手付金が学校に入るから問題なく山岸さんに返

済されるはずだ」という楽観的な見通しのもと、土地取引の交渉を継続することにしたのです。

最終的に学校法人は土地をプレサンス社に売却し、新しい理事長は18億円を山岸さんに返済したのですが、実は新理事長は理事会にその事情を説明しないまま、土地の手付金から21億円を出金して山岸さんへの借金を返していたのです。これは新理事長が理事会を騙していたことに外ならず、自分の借金を学校法人のお金で返済したことになりますので、業務上横領に当たります。

しかし、そんな事情を知らない山岸さんは、自分が学校法人に貸したお金が学校法人から返ってきたと信じており、新理事長が横領をして借金を返済したことなどまったく知りませんでした。

無理な「見立て」

やがて学校法人内では21億円が消えたと問題になり、新理事長が刑事告発されました。

告発を受けた大阪地検特捜部は「山岸さんは横領のことをすべて知っており、新理事長に学校買収をさせることで土地を売らせた黒幕だ」という絵を描き、新理事長との共犯だと見立てたのです。

この見立てはかなり無理な筋書きでした。

そもそも、山岸さんは新理事長と一度も会ったことがなく、そんな人物に「横領して返済する」と言われて大金を貸す人がいるでしょうか。

ところが大阪地検特捜部はこの誤った見立てに固執してしまいました。押収したメールなどの客観的証拠をきちんと精査しておけば、学校法人に貸し付けられる予定であったのに、結局新理事長に貸し付けられることになってしまったという事実経過が判明したはずですが、そうした基本的な捜査の手順を踏まずに山岸さんの検挙に猛進してしまったのです。

特捜部の検察官は、新理事長に加えて、部下と取引先社長をまず業務上横領罪の共犯として逮捕し、厳しく取調べました。部下と取引先社長は「山岸さんに対しては学校に対してお金を貸すよう依頼しました」と記憶どおりの事実を何度も供述しましたが、検察官はそれに一切耳を傾けず、そのような内容の供述調書を一通も作成しませんでした。あくまでも検察官がほしかったのは「山岸さんが主犯です」という供述だったのです。

「検察なめんなよ」

２０１９年12月８日、検察官は山岸さんの部下に対する取調べにおいて、部下が嘘をつ

いているなどと指摘しつつ、右手を大きく振り上げて机めがけて振り下ろし、「バアアアアン」と部屋中に響き渡るような大きな音を出して机を叩きました。
そして、検察官は約50分という長時間にわたってほぼ一方的に相手を責め立て、このうちの15分は大声をあげて一方的に怒鳴りつづけました。
「反省しろよ、少しは」
「こんな見え透いた嘘ついて、なおまだ弁解するか。なんだ、その悪びれもしない顔は。悪いと思ってんのか」
「ふざけるな」
「何でこんな見え透いた嘘をつくんだ。どういう神経してるんですか」
「あなた詰んでるんだから。もう起訴ですよ、有罪ですよ、確実に」
「子どもだって知ってます、嘘ついたら叱られる、お仕置きを受ける。あんたそんなことも分かってないでしょ」
「『お試しで逮捕』なんてあり得ないんだよ。俺たちはそんないい加減な仕事はできないんだよ。人の人生狂わせる権力持ってるから」
「検察なめんなよ」
「あなたの人生を預かってるのは私なんだ。これ以上あなたを痛めつけさせないでく

ださい」

これらはすべて取調べを記録した録音・録画に残されていた検察官の台詞です。もっとも、この時点では部下はそれだけ罵倒されても山岸さんの関与を否定していました。

ついに部下までもが引っ張りこまれた

ところが同日、並行して取調べを受けていた取引先社長のほうが先に折れてしまったのです。

「山岸さんの関与が本当にあるんやったら、それ言わへんかったら、今のこの立ち位置だけからしたら、新理事長さんと同じくらい取引先社長さんすごくこの件に関与した、非常に、情状的にはやっぱりかなり悪いところにいるよ」

「山岸さんが主導する、あるいは部下さんからの話でプレサンス側の強い意向を受けて、取引先社長さんが入っていったと。プレサンス側の意向があったから、これはもうやらなあかんのやというような話で今回の件の21億（円を）回して返済するところまでやったんやというんやったら、それは自ずと責任の重い、軽いとかいうのはそれは変わってくるでしょ。言ってる意味分かりますか」

（網掛け部分は原文ではいずれも実名。ここでは当時の肩書きにした。以下、同じ）

このように、「山岸さんが主犯だと白状しないと罪が重くなる」と脅された取引先社長は、「協力して喋る」「助けてください」と述べて山岸さんの関与を肯定する供述を始め、山岸さんを事件に引っ張り込みました。

翌日、検察官は再び部下に対し、取引先社長が泣きながら山岸さんの関与を認めるに至ったことを告げました。そのうえで次のように畳みかけます。

「そうすると、プレサンス側でこの事件に関係している人間として『一番いけなかったの、誰？』ということになると、部下さんということになるけど、それで合っているの？」

「端からあなたは社長を騙しにかかっていたってことになるんだけど、そんなことする、普通？」

「それはもう自分の手柄が欲しいあまりですか。そうだとしたら、あなたはプレサンスの評判を貶めた大罪人ですよ」

「会社とかから、今回の風評被害を受けて、会社が非常な営業損害を受けたとか、株価が下がったとかいうことを受けたとしたら、あなたはその損害を賠償できます？10億、20億じゃ、すまないですよね。それを背負う覚悟で今、話をしていますか」

このように「他の共犯者（取引先社長）がすでに山岸さんの関与を認める供述をしてい

る」と言われたうえで刑事責任と民事責任を仄めかされたために、ついに部下も山岸さんの関与を認め、山岸さんを事件に引っ張り込んでしまいます。

問題を知りつつも放置した特捜部

実は、検察官は部下の取調べにおいて、「まあ見た人が言うにはね、私が部下さんにその供述を無理強いしているんじゃないのか、って言うんですよ」と漏らしていました。後にこの検察官が語るところによれば、上司の特捜部長から「自発的に供述させたほうがいい」などと注意されていたそうです。

それだけでなく、この事件の捜査には、捜査を横からチェックをする総括審査検察官という役割の人がいました。

事件の主任検察官が言うには、その総括審査検察官から「大声で怒鳴ったり、机を叩いたりする場面があった」と指摘は受けたが、同時に「ただ、それは明らかに嘘をついている場面のみだった」「任意性に問題があるものではない」と報告されていたそうです（明らかな嘘をついている人に対する取調べであったとしても、供述を強要したら任意性は欠けるので、この報告内容自体が法的に誤っています）。

いずれにしても、特捜部長と総括審査検察官という複数の人物がこの取調べを問題視し

ていたということは変わりません。

そうであるにもかかわらず、大阪地検特捜部は組織として取調べの問題を把握しながら、それが問題ないものと判断しました。

加えて、先に供述を変遷させた取引先社長は「自分の発言が間違っていた」と供述の撤回を申し出ますが、検察官は頑なにそれを受け付けませんでした。

実はこの時、この検察官は主任検察官に「供述撤回の申し出を供述調書に残したほうがいいのではないか」と確認したうえ、「山岸さんの逮捕は待ったほうがいい」とも進言していたのですが、いずれも主任検察官は聞き入れなかったそうです。

結局、部下と取引先社長の供述をもとに山岸さんは逮捕されてしまいました。引き返す機会があったにもかかわらず、大阪地検特捜部は当初の見立てに拘泥してしまったのです。

史上最多の保釈条件

逮捕・起訴された山岸さんの保釈請求は5回も却下されてしまいました。弁護団は最高裁判所まで争ったものの保釈は認められず、山岸さんは理不尽な身体拘束に苦しんでいました。

そんな山岸さんを救出するため、私たち弁護団は最後の手段に出ました。

山岸さんの家に監視カメラを設置して24時間監視すること、携帯はウェブの使えないものを貸与して通話明細をすべて裁判所に提出すること、パソコンは弁護士事務所のものしか使えないことにしてアクセス履歴をすべて裁判所に提出すること、会った人をすべて記録して裁判所に提出すること、毎週弁護士事務所に出頭して弁護士と面談し条件を遵守していることを報告すること、預金口座を凍結することなど、日本史上最多の15個にわたる保釈条件を提案したのです。

裁判所はこれらの提案を受け入れ、最終的に7億円もの保釈保証金を積むことでようやく保釈が認められました。

結局、山岸さんの身体拘束は合計２４８日間に及びました。

始まった反撃

釈放された山岸さんとともに弁護団会議を開くことが可能になり、開示された証拠を丁寧に分析できるようになることで、弁護団の反撃が始まります。

この事件は、簡単に言えば、

Ａ　山岸さんの貸し付けたお金が新理事長に支払われることを知っていたら横領の共謀があり有罪

冤罪 なぜ人は間違えるのか

西 愛礼

発　行：集英社インターナショナル（発売：集英社）
定　価：1,056 円 (10％税込)
発売日：2024 年 12 月 6 日
ＩＳＢＮ：978-4-7976-8151-2

ネット書店でのご予約･ご注文は こちらからどうぞ！